

SSC 公募（一括公募）型
Campus in Campus パートナー校 及び 全学対象協定校
交換留学（2026 年秋学期渡航分） 募集要項

筑波大学（以下「本学」）との国際交流協定校のうち、Campus in Campus パートナー校及び全学を対象として学生交流協定を締結している海外の一部の協定校との交換留学を希望する学生を下記のとおり募集する。

【注意事項】

・募集締切：2025 年 12 月 17 日（水）8：30 AM

※締切を過ぎてからの提出はいかなる理由であっても受け付けません。

・派遣の内定が出た後は、基本的に派遣先の変更または辞退をすることはできません。また、応募後の留学期間の変更もできませんので、よく計画の上応募してください。

記

1. 応募資格

応募資格は次に掲げる要件を全て満たす者とします。

（１） 留学期間中を通して、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者

なお、次の者は申請できません。

・留学期間中に休学する者

・ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生

・外国人留学生のうち国費外国人留学生

（２） 学業成績が優秀で、人物的に優れている者

（３） 留学先大学の指定する要件（語学要件や GPA 等）を満たす者

（４） 留学の目的及び計画（授業履修による単位取得等）が明確であり、留学による学習効果が自身の進路（将来への展望）につながると期待される者

（５） 渡航・滞在中の事件や事故、災害、感染症に備えて下記 3 つすべてを行うこと

① 海外渡航システム（TRIP）への入力

② 海外安全危機管理サービス（OSSMA）への加入（費用は自己負担）

③ 海外旅行保険への加入（費用は自己負担）

2. 対象協定校

SSC（チューデントサポートセンター）のウェブサイト「【SSC 公募（一括公募）型】CiC パートナー校及び全学対象協定校への海外留学の公募について（https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ies-top/go-abroad-top/go-abroad-system/go-abroad-partnership/ssc_call）」の【2026 年秋学期渡航分】に掲載の協定校。

3. 採用予定数

CiC パートナー校：原則、採用人数の上限なし。

その他の協定校：SSC ウェブサイトに掲載の「募集人数」の数（約 1～2 名／校）を参照。

4. 応募方法

- ① manaba の「コースを検索にて登録」より、コース名「筑波大学交換留学（CiC 等）申込サイト（xx17168）」を検索して、登録してください。
- ② アンケート「SSC 公募（一括公募）型交換留学（2026 年秋学期渡航分）- 応募フォーム」への入力によって応募完了となります。応募書類をすべて揃え、応募フォームにて必要事項を入力の上、応募書類一式（PDF）をアップロードしてください。

<入力項目>

学類・専攻・プログラム／学年／国籍・在留資格など／生年月日／メールアドレス（※）／電話番号／希望留学期間／第 1～第 3 希望大学／併願の有無／語学能力試験の名称及びスコアなど

※連絡可能なメールアドレスを必ず入力してください。メールで連絡が取れない場合は評価に影響しますので、ご注意ください。

<応募書類一式>

※書類の様式は manaba からダウンロードしてください。

※各書類は必ず 1 つの PDF ファイルにまとめてアップロードしてください。他の形式（画像データ等）では受け付けません。

※応募書類の記載においては、生成 AI からもたらされた文章の直接的引用を禁止します。

（1）学習・研究計画書（様式）

様式の指示に従い、各志望大学の志望理由、留学の目的などを記載してください。指導教員・クラス担任の確認欄については、自筆署名もしくは押印（スキャンによる提出・原本不要）が必要ですが、確認したことがわかるメール画面の添付等にて代用することも可能とします。

（2）語学能力証明書（英語または希望の協定校が指定する言語）

第 1 希望から第 3 希望に挙げた協定校が指定する語学能力試験のスコア（もしくは一覧の「語学要件」欄に記載の基準）を満たした公的な証明書を提出してください。募集締切後の提出は受け付けません。また、指定された語学能力試験以外での選考はできません。

※証明書の有効期限に注意してください。TOEFL iBT 及び IELTS の有効期限は 2 年間です

※TOEFL iBT は Test Date Scores のみ有効とします（My Best Scores は無効）

（3）本学の成績証明書（英語）※GPA 記載のもの

GPA の記載がある成績証明書（英語）を所属支援室等で発行を依頼して提出してください。2025 年春学期

までの成績が反映された GPA が要件を満たしている必要があります。

（４） 大学院生推薦状（様式）※大学院生が応募する場合

大学院生が交換留学を希望する場合は必ず提出してください。なお、協定校により、大学院生の受け入れの可否や要件が学類生と異なる場合がありますので協定校のウェブサイト等にて留学可能かご確認ください。

また、研究留学（留学先の研究室で研究をする場合）の場合は、あらかじめ自身で留学先の研究指導教員（研究室）に連絡を取り、受入許可をもらう必要があります。既に受入許可をもらっている場合は、留学先の研究指導教員の氏名も記入の上、提出してください。

5. 選考スケジュール、選考方法

（１）選考スケジュール

項目	確認事項	時期
情報収集	・SSC ウェブサイト等により留学に関する情報収集 ・希望協定校の検討（提供される授業や寮、生活環境など） ・留学相談に参加する ・筑波大学での履修計画と留学が両立するかについて、学群・学類のクラス担任（3・4 年次以降は指導教員）及びカリキュラム委員の先生等と相談する ・語学検定試験を受験する	応募開始 1 年前
希望協定校の決定	・希望協定校の語学要件（指定の語学試験とスコア）及び成績要件等を満たしているか ・国籍等による制限がないか ・ビザの申請要件（相手国への入国・滞在）に問題はないか ・希望協定校において履修予定の授業が筑波大学で単位互換可能か（支援室、カリキュラム委員の先生等に確認）	応募開始 まで
応募開始 ～締切	・募集要項の確認 ・manaba への登録 ・必要事項の記入 ・応募書類一式の準備、提出 ・締切前に応募書類に不備がないか再度確認	10 月中 旬～12 月中旬
書面審査	（書面審査結果はメールで連絡予定） ・スチューデントサポートセンター国際交流支援室からのメールを確認	12 月下 旬
面接審査	（面接の日程調整等についてメールで連絡予定） ・スチューデントサポートセンター国際交流支援室からのメールを確認	1 月中 旬～下 旬
選考結果	（選考結果をメールで連絡予定） ・スチューデントサポートセンター国際交流支援室からのメールを確認	2 月上 旬～中 旬

（２）選考方法

応募者の希望協定校を考慮し、以下の選考要素を総合的に判断し、より総合力が高いと判断された学生を派遣内定者として採用します。

- ・学業成績（筑波大学での履修計画を含む）
- ・語学能力
- ・留学先での学習・研究計画
- ・留学と進路（学習効果と将来への展望）の関連性

6. 派遣内定者の諸手続きについて

選考を経て派遣内定者として決定した後、渡航前、留学中、帰国後に行う手続きがあります。

詳しくは SSC ウェブサイト (<https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ies-top/go-abroad-top/go-abroad-system#procedure>) を確認してください。

7. 留意事項

- 1) 派遣内定者として決定後、筑波大学から協定校へ出願手続き（ノミネーション）を行いますが、最終的な受入可否の判断は協定校が行いますので、本選考結果によって必ず受入れが許可されるものではないことをご了承ください。また、協定校への受入申請（アプリケーション）やビザ取得等、留学に関わる他のすべての手続きは学生が自身の責任で進めるものであることを理解した上で応募してください。
- 2) 協定校で履修した授業の単位が筑波大学の単位として認定されるかは、各教育組織の判断となります。協定校で履修予定の授業については、事前に支援室及び担当教員等とよく相談してください。また、単位認定は自動的にには行われません。帰国後、忘れずに単位認定申請手続きを行うようにしてください。
- 3) 筑波大学での履修計画や卒業要件等、事前にクラス担任・指導教員及びカリキュラム委員の先生等と十分に話し合うようにしてください。応募する前に、必修科目との兼ね合いなど、基本的な履修計画について必ず確認するようにしてください。
- 4) 協定校への交換留学は、留学先の履修科目の条件等を満たすため、2 年次以降の応募（3 年次以降での留学）を推奨します。
- 5) 本学学生が海外渡航を行う場合、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」において、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報が「レベル 1（十分注意してください。）」以下である必要があります。渡航先の国・地域が「レベル 2（不要不急の渡航は止めてください。）」以上の場合、特別措置等に定められた手続きでの渡航もしくは取り消し（もしくは延期やオンライン受講）となります。
- 6) 内定後もしくは渡航後であっても、次のような場合は留学中止の勧告を行うことがあります。中止勧告による帰国要請等には必ず従ってください。中止となった場合も留学にかかった費用は自己負担となり、大学からの補償等はありませんのでご了承ください。
 - ・学業不振
 - ・書類提出等の期限を守らない、必要な手続きを行わない、連絡が取れない等、本学学生として協定校へ留学するにふさわしくないとスチューデントサポートセンター国際交流支援室が判断した場合
 - ・有事や世界的感染症の拡大等